

亀岡市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

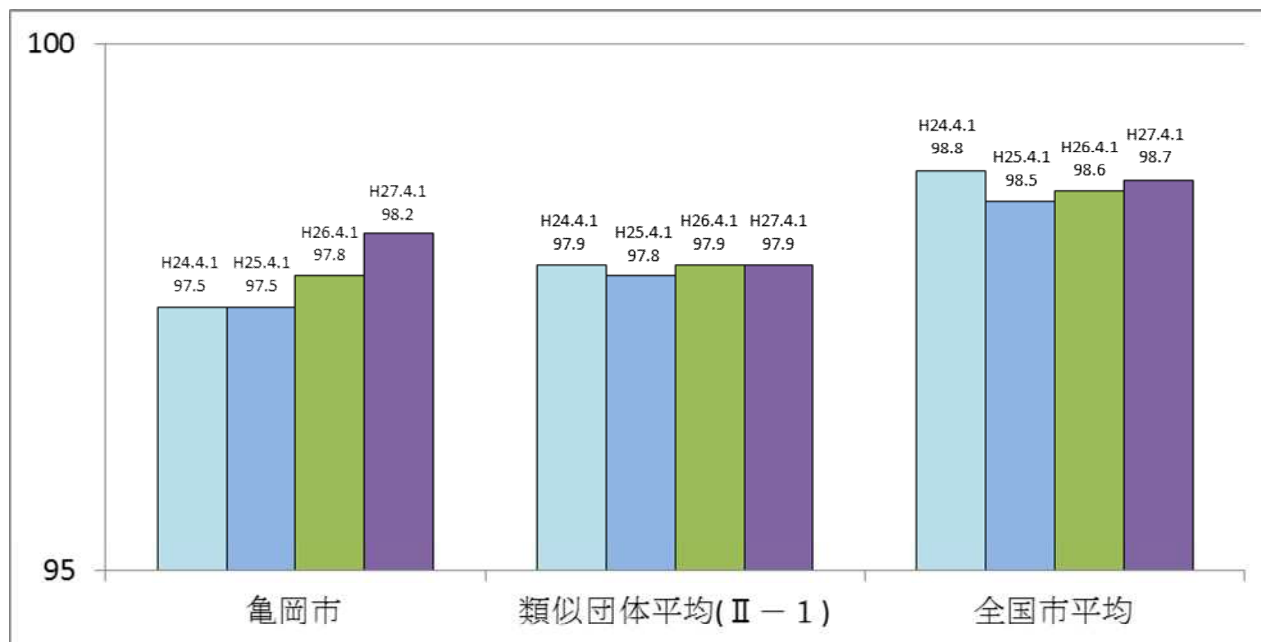
区 分	住民基本台帳人口 (平成27年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 25年度の人件費率
26年度	91,548人	35,967,574千円	382,245千円	5,718,014千円	15.9%	17.3%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり給与費 B / A	(参考)類似団体 平均一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	535人	2,012,781千円	612,649千円	795,167千円	3,420,597千円	6,394千円	5,989千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期等）

給与制度の総合的見直しについては、京都府及び近隣市町村の状況を踏まえて判断していく。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準6%に対し、亀岡市においても6%を支給。

（参考）

	平成27年度の 支給割合	見直し後の支給 割合（H30.4.1）	平成28年度の 支給割合
国基準による支給割合	6%	—	6%
亀岡市の支給割合	6%	—	6%

(5) 特記事項 現在の厳しい財政状況を考慮し、給与の削減措置を行っています。

削減項目	削減内容	削減期間	削減効果額
管理職手当削減 （5級以上）	7級 7%減 5級・6級 5%減	平成14年4月1日 から当分の間	年間約4,000千円 （平成27年度）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成27年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 （国比較ベース）
亀岡市	42.6歳	319,764円	436,966円	367,922円
京都府	43.8歳	334,162円	429,835円	384,623円
国	43.5歳	334,283円	—	408,996円
類似団体	42.3歳	319,936円	394,984円	355,183円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
亀岡市	52.0歳	4人	310,600円	386,096円	336,126円	—	—	—	—
うち用務員作業員	52.0歳	4人	310,600円	386,096円	336,126円	用務員	54.6歳	200,300円	1.93
京都府	54.4歳	254人	359,215円	—	393,767円	—	—	—	—
国	50.2歳	2,994人	289,141円	—	328,318円	—	—	—	—
類似団体 (Ⅱ-1)	50.0歳	32人	317,404円	355,113円	338,663円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
亀岡市	6,059,446円	2,774,400円	2.18
うち用務員作業員	6,059,446円	2,774,400円	2.18

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成24年～平成26年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③ 教育職(小・中学校(幼稚園))

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
亀岡市	42.3歳	335,246円	416,556円
京都府	41.5歳	354,513円	409,441円
類似団体	39.9歳	301,604円	335,703円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成27年4月1日現在)

区 分		亀 岡 市	京 都 府	国
一般行政職	大学卒	174,200円	181,800円	174,200円
	高校卒	142,100円	147,500円	142,100円
技能労務職	高校卒	—	—	—
	中学卒	—	—	—
教育職	大学卒	—	202,900円	—
	高校卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成27年4月1日現在）

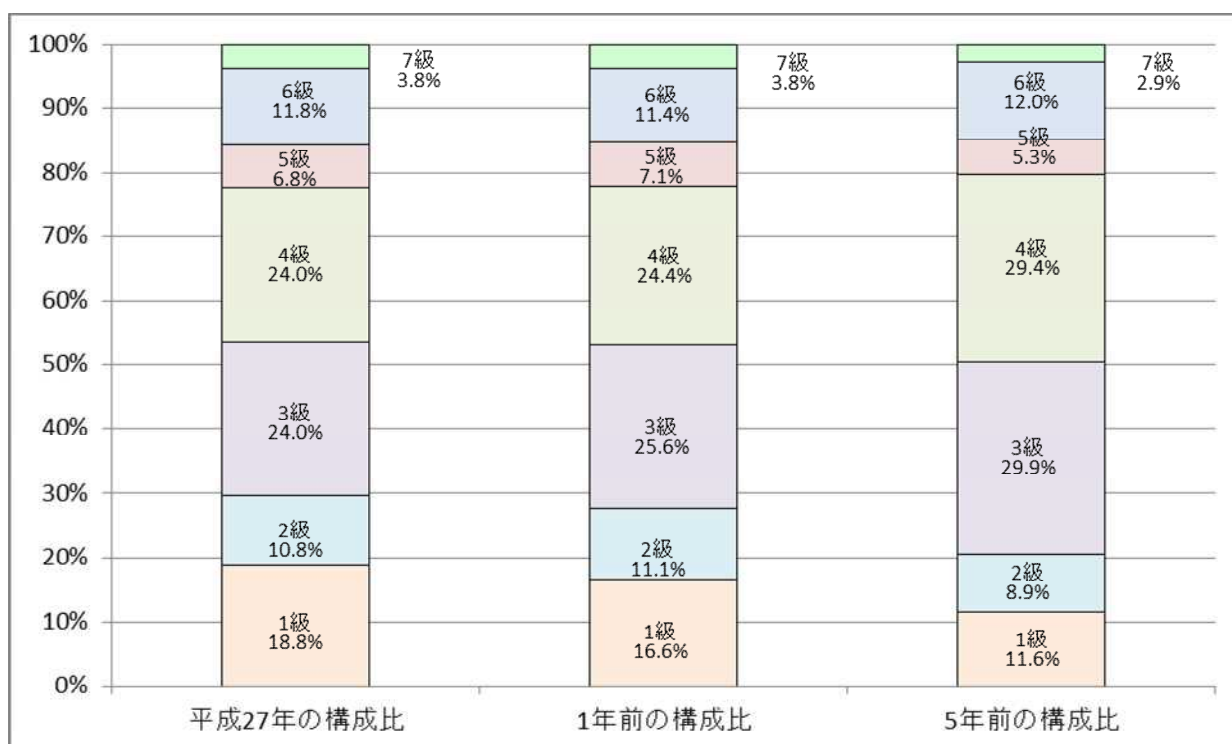
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	261,450円	357,173円	375,922円	395,777円
	高校卒	—	—	348,680円	—
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—
教育職	大学卒	—	—	—	—
	高校卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成27年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7 級	部長	16人	3.8%	367,500円	459,200円
6 級	次長・課長	50人	11.8%	322,100円	433,000円
5 級	副課長	29人	6.8%	290,700円	411,000円
4 級	係長	102人	24.0%	263,500円	400,800円
3 級	主任	102人	24.0%	224,900円	354,700円
2 級	主査	46人	10.8%	187,700円	308,000円
1 級	主事・主事補	80人	18.8%	137,600円	244,900円

- (注) 1 亀岡市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

地方公務員法第40条に基づき、全職員に対して昇給日前1年の勤務状況について、人事評価を実施しています。

昇給においては、人事評価の結果を踏まえた総合判定により、昇給区分を決定しています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

亀岡市	京都府	国
1人当たり平均支給額(26年度) 1,443千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,639千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・管理職加算 10%、20% ・役職加算 5%~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・管理職加算 10%~25% ・役職加算 5%~20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

地方公務員法第40条に基づき、全職員に対して昇給日前1年の勤務状況について、人事評価を実施しています。

平成26年6月期及び12月期の勤勉手当においては、基準日前6カ月の勤務状況が良好と認められない者の調整率を良好に勤務した者の80/100以内としています。

(2) 退職手当(平成27年4月1日現在)

亀岡市	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%) (退職時特別昇給 無) 1人当たり平均支給額 8,689千円 21,656千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成27年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）		135,681千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）		236,791円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
亀岡市	6%	573人	6%
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）		98.2 （98.2）	

（注） 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

(4) 特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）		1,400千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）		51,847円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（26年度）		4.7%		
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する支給 単価
徴収事務等従事手当	市税等の徴収事務の 従事職員	市税等の徴収	246千円	日額150円 月額2,500円(常時)
感染症防疫作業従事手当	感染症患者の救護、感 染症病原体附着物件 の処理等の従事職員	感染症患者の救護、 感染症病原体附着物 件の処理作業等	0千円	日額1,000円以内
行旅病人護送等従事手当	行旅病人の護送作業 等の従事職員	行旅病人の護送作業 等	0千円	1件3,000円以内
火葬従事手当	火葬業務の従事職員	火葬場での火葬業務	0千円	1件500円以内
社会福祉業務従事手当	福祉事務所勤務で現 業を行う社会福祉主 事の職員	福祉事務所での現業 を行う社会福祉主事 の業務	360千円	月額3,000円以内
清掃関係業務従事手当	清掃関係業務の従事 職員	清掃施設の点検、ご み収集運搬	649千円	日額500円 月額7,000円(常時)
犬、ねこ等の死体収集 作業従事手当	犬、ねこ等の死体収集 作業の従事職員	犬、ねこ等の死体収 集作業	146千円	1件500円以内

(5) 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	177,561千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	381千円
支給実績（25年度決算）	157,300千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	335千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（26年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成27年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し月額支給 ・配偶者13,000円 ・配偶者以外の親族各6,500円 ※配偶者がいない場合 ・1人分のみ11,000円 ※16～22歳の扶養親族 ・各5,000円加算	同	—	64,198千円	253,749円
住居手当	自ら居住する住宅を借受け家賃を支払っている職員に対し月額支給（家賃が12,000円を超える場合に限る） 最高27,000円/月	同	—	23,438千円	321,069円
通勤手当	通勤費用を直接負担する職員に対し月額支給 ・交通機関等 6月定期券基準 ・交通用具等（距離制） 最高20,900円/月	異	（国の制度） ・交通用具等（距離制） 最高31,600円/月	48,941千円	100,085円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職でその職務の特殊性に基づき月額支給 ・職務の級、職区分による定額制 ※特例的に上記の額から7級7%、5級・6級5%を減額して支給	異	（国の制度） ※削減措置なし	73,518千円	687,082円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務を命じられ勤務した職員に対し支給 ・1時間当たりの給与額の135/100×時間数	同	—	8,431千円	24,945円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要により休日等に勤務した管理職員に対し支給 ・4,000円～8,000円/勤務 （職務の級による） ※6時間/勤務の場合は上記の150/100	異	（国の制度） ・6,000円～12,000円/勤務 （管理職の区分による）		

5 特別職の報酬等の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給料	市区町村長	985,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額	1,061,000円/440,000円			
	副市町村長	787,000円		885,000円/375,000円			
報酬	議長	560,000円	737,000円/310,000円				
	副議長	490,000円	653,000円/245,000円				
	議員	440,000円	591,000円/222,000円				
期末手当	市区町村長	(26年度支給割合)					
	副市町村長	3.10月分					
退職手当	議長	(26年度支給割合)					
	副議長	3.10月分					
退職手当	市区町村長	(算定方式)		(1期の手当額)		(支給時期)	
	副市町村長	98.5万円×在職年数×550/100	78.7万円×在職年数×325/100	2,167万円	1,023万円	任期毎	任期毎
	備考						

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

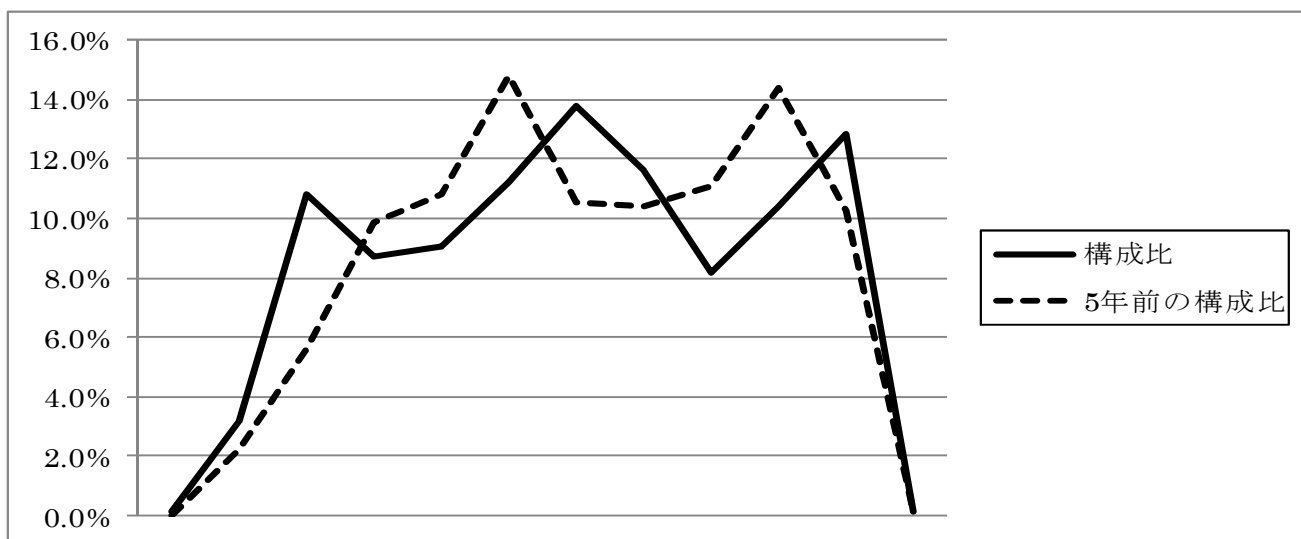
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成26年	平成27年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	7	7	0	京 都 府 研 修 派 遣 に よ る 増 等 退 職 不 補 充 退 職 不 補 充 等 国 営 事 業 縮 小 に よ る 減 京 都 府 交 流 派 遣 終 了 に 伴 う 増 公 園 整 備 事 業 充 実 に 伴 う 増 < 参 考 > 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 50.95人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 人 当 た り の 職 員 数 53.66人)
		総 務	123	126	3	
		税 務	35	34	△ 1	
		民 生	148	146	△ 2	
		衛 生	45	45	0	
		農 林 水 産	30	29	△ 1	
		商 工	12	13	1	
土 木	64	65	1			
	計	464	465	1		
	教 育 部 門	72	68	△ 4	退 職 不 補 充 等	
	小 計	536	533	△ 3	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 58.41人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 人 当 た り の 職 員 数 71.58人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院 水 道 下 水 道 そ の 他	病 院	120	119	△ 1	退 職 不 補 充 業 務 調 整 に よ る 増 業 務 調 整 に よ る 減
		水 道	25	27	2	
		下 水 道	29	26	△ 3	
		そ の 他	27	27	0	
	小 計	201	199	△ 2		
合 計		737 [839]	732 [839]	△ 5	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 80.21人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成27年4月1日現在）



20	20	24	28	32	36	40	44	48	52	56	60
歳	}	}	}	}	}	}	}	}	}	}	歳
未	23	27	31	35	39	43	47	51	55	59	以
満											上

区 分	20歳 未 満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳 以 上	計
職員数	1人	23人	79人	64人	66人	82人	101人	85人	60人	76人	94人	1人	732人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年 度	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		465	463	457	469	464	465	0(0.0%)
教育		74	77	75	70	72	68	△6(△8.1%)
普通会計計		539	540	532	539	536	533	△6(△1.1%)
公営企業等会計計		192	195	191	198	201	199	7(3.6%)
総合計		731	735	723	737	737	732	1(△0.1%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 上水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
26年度	1,583,652千円	△25,052千円	137,834千円	8.7%	8.2%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 67,105 千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 全国市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	26人	99,386千円	21,410千円	38,215千円	159,011千円	6,116千円	6,219千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成27年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

削減項目	削減内容	削減期間	削減効果額
管理職手当削減 (5級以上)	7級 7%減 5級・6級 5%減	平成14年4月1日 から当分の間	年間約4,000千円 (平成27年度)

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成27年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
亀岡市	44.4歳	350,693円	509,650円
団体平均	44.9歳	348,021円	517,229円
事業者	—	—	—

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

亀岡市	亀岡市 (一般行政職・団体平均等)
1人当たり平均支給額 (平成26年度) 1,470千円	1人当たり平均支給額 (平成26年度) 1,443千円
(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70) 月分	(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成27年4月1日現在）

亀岡市			亀岡市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%)	
（退職時特別昇給	無		（退職時特別昇給	無	
1人当たり平均支給額	0千円	22,269千円	1人当たり平均支給額	8,689千円	21,656千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成27年4月1日現在）

支給実績（平成26年度決算）		6,363千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）		244,713円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
亀岡市	6%	26人	6%

エ 特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）		0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（26年度）		0%		
手当の種類（手当数）		2種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する支給単価
水道料金等滞納整理従事手当	水道料金等滞納整理の従事職員	水道料金等の滞納整理業務	0千円	日額 150円 月額 2,500円（常時）
危険不快作業従事手当	著しく危険、不快な作業の従事職員	著しく危険、不快な作業	0千円	日額 200円

オ 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	5,562千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	253千円
支給実績（25年度決算）	7,004千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	334千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	一般行政職の制度と同じ	同	—	3,667千円	261,950円
住居手当	一般行政職の制度と同じ	同	—	648千円	324,800円
通勤手当	一般行政職の制度と同じ	同	—	2,244千円	89,765円
管理職手当	一般行政職の制度と同じ	同	—	2,989千円	747,336円
管理職特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ	同	—	102千円	25,500円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
26年度	2,266,272千円	△35,359千円	97,019千円	4.3%	5.3%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 67,105 千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)全国市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	22人	82,950千円	18,647千円	32,551千円	134,148千円	6,098千円	5,950千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成27年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

削減項目	削減内容	削減期間	削減効果額
管理職手当削減 (5級以上)	7級7%減 5級・6級5%減	平成14年4月1日 から当分の間	年間約4,000千円 (平成27年度)

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成27年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
亀岡市	40.0歳	342,109円	508,137円
団体平均	43.9歳	346,189円	515,436円
事業者	—	—	—

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

亀岡市	亀岡市 (一般行政職・団体平均等)
1人当たり平均支給額 (平成26年度) 1,480千円	1人当たり平均支給額 (平成26年度) 1,443千円
(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70) 月分	(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成27年4月1日現在）

亀岡市			亀岡市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%)	
（退職時特別昇給	無		（退職時特別昇給	無	
1人当たり平均支給額	0千円	25,232千円	1人当たり平均支給額	8,689千円	21,656千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成27年4月1日現在）

支給実績（平成26年度決算）		5,266千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）		239,352円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
亀岡市	6%	22人	6%

エ 特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）		21千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）		2,333円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（26年度）		40.9%		
手当の種類（手当数）		2種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する支給単価
水道料金等滞納整理従事手当	水道料金等滞納整理の従事職員	水道料金等の滞納整理業務	0千円	日額 150円 月額 2,500円（常時）
危険不快作業従事手当	著しく危険、不快な作業の従事職員	著しく危険、不快な作業	21千円	日額 200円

オ 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	4,540千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	267千円
支給実績（25年度決算）	3,779千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	222千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	一般行政職の制度と同じ	同	—	2,101千円	233,477円
住居手当	一般行政職の制度と同じ	同	—	1,606千円	321,120円
通勤手当	一般行政職の制度と同じ	同	—	2,364千円	116,056円
管理職手当	一般行政職の制度と同じ	同	—	2,711千円	677,838円
管理職特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ	同	—	23千円	5,750円

(3) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
26年度	2,455,163千円	△306,788千円	1,022,879千円	41.7%	44.2%

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)全国市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	122人	479,356千円	201,213千円	171,678千円	852,247千円	6,986千円	6,789千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成27年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

削減項目	削減内容	削減期間	削減効果額
管理職手当削減 (5級以上)	7級7%減 5級・6級5%減	平成14年4月1日 から当分の間	年間約4,000千円 (平成27年度)

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成27年4月1日現在)

区 分		平均年齢	基本給	平均月収額
亀 岡 市	医師	46.5歳	566,177円	1,382,656円
	看護師	38.8歳	315,644円	417,223円
	事務職員	45.2歳	380,308円	510,891円
	医療技術職員	41.2歳	331,959円	463,893円
団 体 平 均	医師	44.6歳	564,750円	1,389,096円
	看護師	38.8歳	288,414円	456,203円
	事務職員	43.1歳	328,980円	502,010円
	医療技術職員	—	—	—
事 業 者		—	—	—

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

亀 岡 市	亀岡市(一般行政職)	団体平均
1人当たり平均支給額(26年度) 1,407千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,443千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,332千円
(26年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.5月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.5月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.5月分 (1.45)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成27年4月1日現在）

亀岡市			亀岡市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%)		
（退職時特別昇給 無）			（退職時特別昇給 無）		
1人当たり平均支給額 1,179千円 25,769千円			1人当たり平均支給額 8,689千円 21,656千円		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成27年4月1日現在）

支給実績（平成26年度決算）		33,978千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）		278,511円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
亀岡市	6%（医師以外）	109人	6%
	15%（医師）	13人	—

エ 特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）		41,430千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）		414,301円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（26年度）		82.0%		
手当の種類（手当数）		4種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する 支給単価
放射線取扱作業 手当	放射線作業に従事した職員 (診療放射線技師等)	診療放射線業務	473千円	日額250円 月額5,000円（常時）
夜間看護手当	深夜(22:00~翌5:00)にお いて行われる看護等の業務 に従事した職員(看護師等)	深夜病棟勤務の 業務	17,432千円	1回6,800円 深夜の一部の場合 4時間以上1回3,300円 2~4時間1回2,900円 2時間未満1回2,000円
自宅待機手当	救急診療等のため自宅待機 を命じられた職員(医師等)	診療オンコール 自宅待機業務	5,715千円	1回2,500円以内
医師手当	診療業務に従事した医師	医師の診療業務	17,810千円	月額180,000円 150,000円、130,000円 90,000円、80,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	61,059千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	531千円
支給実績（25年度決算）	61,175千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	552千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	一般行政職の制度と同じ	同	—	12,592千円	203,095円
住居手当	一般行政職の制度と同じ	同	—	6,316千円	287,077円
通勤手当	一般行政職の制度と同じ	同	—	11,397千円	96,589円
管理職手当	一般行政職の制度と同じ	同	—	8,063千円	1,007,873円
管理職特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ	同	—	0千円	0円
宿日直手当	宿日直勤務に係る手当 ・医師1回20,000円 (外来患者の救急診療、 緊急手術対応20,000 円加算) ・医師以外の医療職職員 1回8,000円		医療職職員の当直業務 に対して支給	32,494千円	1,299,760円
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、 かつ、採用による欠員の 補充が困難であると認め られる職に係る手当 ・月額307,000円以内 (採用の日から35年以 内の期間)		医師に対し て支給	40,454千円	3,111,862円